

大工育成のための研修について（大工育成塾）

～ 木造軸組住宅の伝統の復権～

1．目的

我が国の職人文化・もの作り文化が生んだ木造軸組住宅は、気候風土に適合した形態や仕様、融通性に富んだ間取や空間構成、家族が互いに気遣いながら暮らす住まい方を促す仕組み、長寿命化のための補修や増改築の容易さ、釣り合いのとれた意匠の美しさ等々、すぐれた特徴を数多く有しており、その長所を現代の住まいに活かしていくことが、良好なストック形成と固有の文化の継承を図る上で必要不可欠である。

しかしながら、伝統的な木造軸組住宅の担い手である高度な技能・技術を持った大工技能者は、数の減少及び高齢化が進み、技能・技術の継承が困難になりつつある。

このため、伝統構法を活かした木造住宅の生産体制を再構築するとともに、我が国の職人文化・もの作り文化の再興を担う人材を育成し、技と心の両面からの人づくりを図るため、国家的プロジェクトとして、大工技能者の育成に重点的に取り組むものである。

2．内容

伝統的な木造軸組住宅の良さを活かした住まいづくりを推進するため、平成15年度より以下の研修（大工育成塾）を実施し、担い手としての大工技能者を重点的に育成する。

（1）事業主体

（財）住宅産業研修財団（塾長 松田妙子）

各種研修を通じて住宅産業の育成に取り組む国土交通省所管の公益法人

URL <http://www.hic.or.jp/daiku/>

（協力 （財）生涯学習開発財団（理事長 松田妙子））

(2) 研修の概要

研修の構成

ア． 講義（塾生が集合して講義を受講）

- ・ 日本の住まいの歴史と今後の展望
- ・ 職人学（職人の歴史、心構え、ものの見方等）
- ・ 伝統的な木造軸組住宅の技能理論（木割、規矩術、墨付け等） 等

イ． 実習（各工務店の現場等で棟梁から個別に実技指導を受ける）

- ・ 道具の手入れの仕方と使い方
- ・ 伝統的な木造軸組住宅の木工事の実技 等

研修期間

- ・ 3年間で研修の全課程を修了
- ・ 平成16年4月に第2期生の研修を開始予定

研修対象者

ア． 平成16年度塾生の要件

木造軸組住宅に関する技術・技能の継承を担う大工を志す者で、下記の全てに該当するもの（性別は問わない）

- ・ 高校卒業以上（ただし、高校卒業未満の場合でも、審査により認められる場合がある。）
- ・ 平成16年3月末時点で原則として満22歳以下（ただし、満22歳を超えている場合でも、審査により認められる場合がある。）
- ・ 木造軸組住宅の木工事の実務経験がない者または実務経験が2年以下の者
- ・ 健康であること

イ． 選考方法

- ・ 選考委員会を設け、書類選考、適性試験、面接等を実施
- ・ 選考にあたっては、学校等からの推薦も考慮
（研修生の募集・選考にあたっては、文部科学省の協力を得る）

ウ． 平成16年度の募集人数

- ・ 平成16年度は第2期生として計100名を募集予定

エ． 授業料

- ・ 塾生には以下の授業料を前納していただく
 - 1年次 50万円
 - 2年次 40万円
 - 3年次 30万円

講義の会場

- ・ 平成16年度は、東京、大阪、福岡の3ヶ所に加え、ニーズに応じて追加を検討

実習（実技研修）を実施する工務店

ア． 工務店の要件

大工を志す塾生を受け入れ、責任を持って住宅建設現場等で実技指導を行っていただける工務店で、下記の全てに該当するもの

- ・ 工務店経営や建築技術に関する研修の受講等により、経営能力及び技術能力の確保・向上に努めている工務店であること
- ・ 徒弟制度による修業経験など豊かな実務経験を有し、木造軸組住宅の工事に関する指導力と人格・見識にすぐれた棟梁を、社員または外注専属として有すること
- ・ 伝統的な木造軸組住宅の工事に関する実技指導に適した住宅建設現場を有すること
- ・ 安全管理に努めている工務店であること

イ． 選考方法

- ・ 選考委員会を設け、書類選考、面接を実施

ウ． 実習（実技研修）に要する費用の交付

- ・ 実習実施契約に基づき、（財）住宅産業研修財団より、各工務店に対し、以下のとおり実習（実技研修）に要する費用を交付
（塾生 1 人あたりの年間支給額）
1 年次 1 0 0 万円
2 年次 9 0 万円
3 年次 8 0 万円
- ・ 上記の費用は半年ごとに分けて支給